

別表第4（第2条関係）建築関係（令和8年4月1日以降）

種類			単位	金額	
1 法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 床面積の合計（(2)に掲げる場合を除く。）	30㎡以内	1件につき	9,050円	
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき	16,600円	
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき	26,500円	
		200㎡を超え300㎡以内	1件につき	28,900円	
		300㎡を超える	1件につき	38,100円	
	(2) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1基につき	(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に25,100円を加算した額	
		イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1基につき	(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に15,200円を加算した額	
2 構造計算適合性判定を要する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	床面積の合計	300㎡以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に161,000円を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	床面積の合計	300㎡以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に213,000円を加算した額
3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）		1の建築設備につき	25,100円	
	(2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		1の建築設備につき	15,200円	
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請	(1) 床面積の合計（(2)に掲げる場合を除く。）	30㎡以内	1件につき	14,000円	
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき	21,900円	
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき	33,400円	
		200㎡を超え300㎡以内	1件につき	43,700円	
		300㎡を超える	1件につき	46,800円	
	(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この表において「中間検査を受けた場合」という。）	30㎡以内	1件につき	13,800円	
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき	21,600円	
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき	33,100円	
		200㎡を超え300㎡以内	1件につき	43,300円	
		300㎡を超える	1件につき	46,300円	
	(3) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		1基につき	(1)の区分(中間検査を受けた場合にあっては、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数料の額に39,300円を加算した額	
5 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査申請	床面積の合計	30㎡以内	1件につき	13,700円	
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき	20,900円	
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき	31,800円	
		200㎡を超え300㎡以内	1件につき	41,400円	
		300㎡を超える	1件につき	42,800円	
6 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請			1の建築設備につき	39,300円	
7 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。）		1の工作物につき	18,800円	

	(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき	11,700円
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請		1の工作物につき	30,000円
9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請		1件につき	120,000円
10 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請		1件につき	27,300円
11 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請		1件につき	120,000円
12 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築等をするものに限る。)の特例の認定申請	(1) 建築物の数が2以下である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき	78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
13 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	(1) 建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
14 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請	(1) 建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数が1である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
15 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請		1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
16 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。)第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		1件につき	27,300円
17 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		1件につき	27,300円

備考

- この表において「法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- この表の1の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
 - 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- この表の2の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。
- この表の4の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。